

令和3年4月14日

学生の皆さまへ

学務部修学支援課

まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届について（お知らせ）

宇都宮大学では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、「まん延防止等重点措置」が実施されている区域に居住する学生に対し、当該区域の実施期間中の在宅受講を認め、都府県全域への感染拡大を防ぎ、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐこととします。

該当する学生で、「まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届」を提出する場合は、C-Learning等を利用して全ての履修登録科目の授業担当教員に「まん延防止等重点措置」の実施に伴い在宅受講届を提出した旨を各自連絡して、それぞれの授業担当教員からの指示を確認してください。

なお、まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届の適用期間は、4/16（金）以降から対象期間終了日（居住区域により異なる）までとなります。

（提出・問い合わせ先）

E-mail gakumu2020@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp